

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>県警ヘリコプターに装備されている航法装置（GNS-XLS:フライトマネジメントシステム）は、データ（航空情報）を定期的に更新する必要があるため、飛行情報更新装置用データベースの入った専用記録カードを定期的に購入するもの。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>株式会社海外物産は、米 Honeywell 社製 GNS-XLS の輸入代理店であり、同装置の更新用データカードを日本国内にて販売する唯一の業者であるため、他社において取得することができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。